様式第２号（第３条関係）

協議会会議録

<table>
<tr><td>会　議　名　称</td><td colspan="3">令和６年度 第２回伊達市地域公共交通活性化協議会（書面開催）</td></tr>
<tr><td>議　　題</td><td colspan="3">議　事
議案第１号　共同輸送サービスによるライドシェアの導入について</td></tr>
<tr><td>議 決 基 準 日</td><td colspan="3">令和７年３月28日(金)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">書 面 表 決 書
提　出　委　員</td><td colspan="3">有村 幹治 委員、宇井　尚　委員、上田　平　委員、沖山 典嗣 委員、
加藤 源記 委員、金子 直記 委員、工藤 幹彦 委員、紺野 哲也 委員、
宍戸 敏克 委員、髙本 克彦 委員、山平 秀典 委員、長澤 直裕 委員、
西崎 拓也 委員、曳地 直行 委員、藤村　学　委員、水上 真明 委員、
門間 俊也 委員、矢内 孝昌 委員、山口 譲司 委員、渡部 貴志 委員
（五十音順、計20名。会長（伊達市長）及び会長代理（市企画財政部長）を除く全委員から提出）</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td colspan="2">企画財政部企画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公開・非公開の別</td><td>■公 開</td><td>傍聴者人数</td><td>なし（書面開催のため）</td></tr>
<tr><td>□非公開</td><td>非公開の理由</td><td></td></tr>
</table>

【協議会の概要】

１．開　会

２．議　事

◆議案第１号　共同輸送サービスによるライドシェアの導入について

委　員：　今回提案の議案について、弊社は伊達駅前から大滝本町東町団地を５往復しているが、毎日８時台から翌５時台ということであるため弊社の運行と競合することになる。したがって、当議案については承認することができない。
また、資料１の４その他に記載されている、不足車両数１台の根拠を示してほしい。

事務局：　一部運行時間帯が重なるため競合となり得るが、「共創」という視点でご理解いただきたい。また、不足車両数の根拠については、令和６年３月29日付けで国土交通省から発出された「自家用車活用事業制度の創出」に記載されている算出方法（金曜日・土曜日の16時台から翌５時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の５％を不足車両数とみなす）に基づき、１台としている。

委　員：　本取組がインバウンド旅行客へ幅広く周知され利用促進によって持続的に運用されていくことを期待している。

【議案の採決】

■議案第１号　承認（承認：19名、不承認：1名）

３．閉　会

議案第１号

資料１

共同輸送サービスによるライドシェアの導入について

１.概要と目的

一般乗用旅客自動車運送事業者による旅客輸送が提供されているものの、地域住民や旅行客の移動需要に必ずしも対応できておらず、特に、大滝区においては、壮瞥町を間に挟むこともあり、依然として「交通空白」が顕著な地域となっている。

現在、自家用有償旅客運送実施任意団体「タキシー」により、移動手段の補完がなされているが、事前登録制かつ大滝区在住の方に利用が限られるなど乗車要件に制約があることから、増加傾向にあるインバウンド観光に対応できていないのが現状である。

そこで、自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の認可を受けた「株式会社伊達ハイヤー」と「タキシー」が共同輸送サービスとして連携することにより、国内の旅行客やインバウンド観光の移動手段の確保に向けたライドシェア（事業者型自家用有償旅客運送）の仕組みを構築するもの。

【参考】自家用有償旅客運送の運用改善について（令和６年４月26日改正）

②タクシーとの共同運営の仕組みの構築

○　タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・ＮＰＯ等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する。

①タクシーと自家用有償旅客運送の一体的な配車サービスを導入し、タクシーの配車ができない場合に、自家用有償旅客運送を配車する仕組みを構築。
- タクシーや自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供が困難な地域の補完的な観点
- 交通空白地有償運送であって、事業者協力型自家用有償旅客運送（タクシー）の場合に限る

②共同運営を実施する場合には、利用者が支払う額はタクシー運賃と同額とした上で、うち約８割（実費相当額）は市町村・ＮＰＯ等が収受し、約２割（協力金）は地域公共交通の確保改善に活用
- 協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす
- 協力金の使途としては以下を想定

共同輸送サービスに係る、
- 利用者の負担軽減　（共通クーポンに係る費用等）
- 提供に必要となる施設及び車両の高度化　（遠隔点呼システム、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等）
- ドライバーの育成、募集　（ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等）
- 利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析　（利用者拡大のためのマーケティング費用等）

通達新設

一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同輸送サービスの提供について（令和6年4月26日付け国自旅第73号）

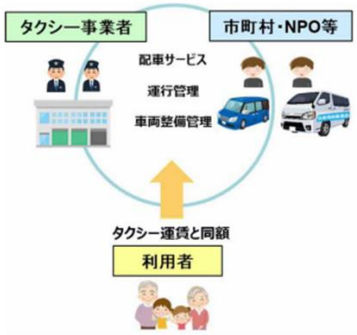

事業者協力型自家用有償旅客運送（令和２年に創設）
- 運行管理・車両整備管理に加え、運送の手配に係るサービス提供について、一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する制度
- 登録に係る有効期間は５年（通常は新規２年、更新３年）
- 事業者協力型を行う場合は登録証に明記される
- 事業者協力型を行うかどうかの別の変更は、変更登録を要する（交通会議での協議を要する）

【イメージ図】

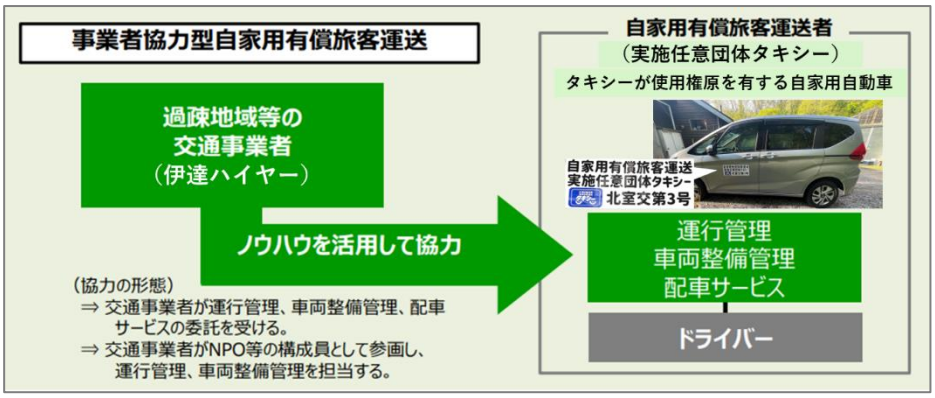

2.事業（事業者型自家用有償旅客運送）の内容

① 運行主体

・株式会社伊達ハイヤー（日本版ライドシェア）

・自家用有償旅客運送実施任意団体タキシー

② 配車

株式会社伊達ハイヤーが導入している「電脳交通システム」を活用し、電話により配車対応

③ 支払い方法

事前確定運賃により、現金またはキャッシュレス決済

④ 営業エリア

大滝区・壮瞥町エリア

～共同輸送サービスにおける旅客運送の流れ～

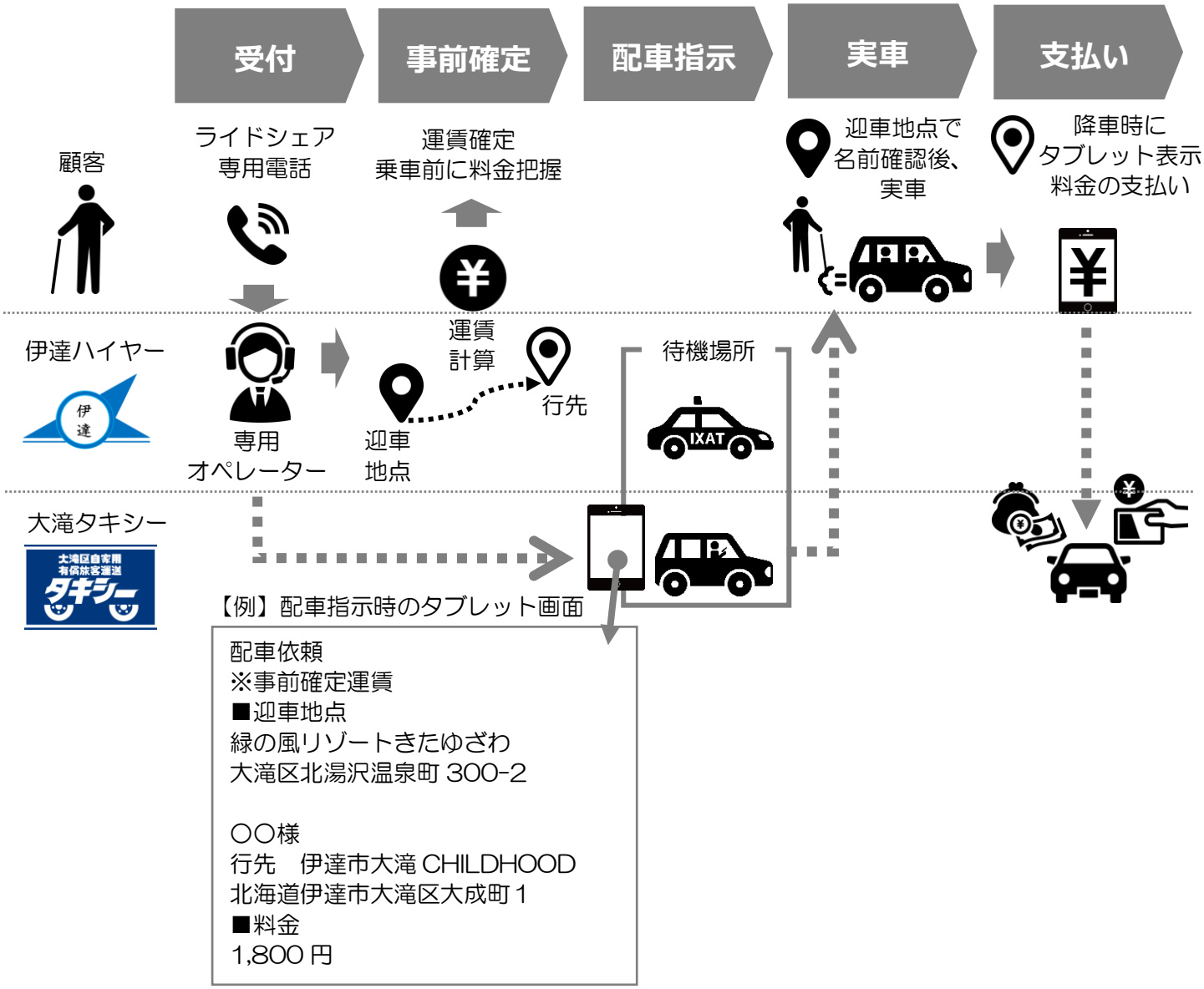

⑤ 待機場所候補地　※宿泊施設にアクセスしやすい場所

・大滝基幹集落センター

・北湯沢駐車場公園トイレ付近　など

⑥ ドライバーの配置案

営業時間（予定）　８：00 ～ 18：00

月	火	水	木	金	土	日
タキシー １名	タキシー １名	タキシー １名	タキシー １名	タキシー １名		
伊達ハイヤー １名	伊達ハイヤー １名	伊達ハイヤー １名	伊達ハイヤー １名	伊達ハイヤー １名	伊達ハイヤー １名	伊達ハイヤー １名

※常時１名以上配置予定

⑦ 利用者が支払う額

＝ 運賃（初乗り運賃 600 円 ＋ 加算運賃(303m:100 円)）× 1.13（地域別係数）

※このうち、６割（実費相当額）は自家用有償旅客運送実施任意団体タキシーが収受し、残りの４割（協力金）は地域公共交通の確保改善に活用する。

【料金例（概算）】

区間	料金（夏期）	料金（冬期）※
大滝区本町～伊達イオン	¥11,230	¥13,300
緑の風～伊達紋別駅	¥9,790	¥11,500
緑の風～新千歳空港	¥23,020	¥27,430
緑の風～CHILDHOOD	¥1,800	¥2,100
緑の風～洞爺サンパレス	¥7,720	¥9,070

※冬期２割増運賃

⑧ 実施開始時期

令和７年４月下旬から開始予定

3.協力金の使途及び管理者

▸協力金の使途

共同輸送サービスの利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析

（利用者拡大のためのマーケティング費用等）

▸管理者

株式会社伊達ハイヤー

４.その他

当該事業の開始にあたり、現在許可を受けている株式会社伊達ハイヤーの自家用車活用事業（日本版ライドシェア）について、以下のとおり自治体から変更申請（申し出）を行うこととする。

【変更前】営業区域：伊達圏（伊達市、壮瞥町）
車両が不足する曜日及び時間帯：金・土曜日の 16 時台～翌５時台
不足車両数：１台

【変更後】営業区域：伊達圏（伊達市、壮瞥町）
車両が不足する曜日及び時間帯：毎日、８時台～翌５時台
不足車両数：１台